

栗山町情報公開条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、栗山町情報公開条例（平成14年条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公文書公開請求)

第2条 条例第10条に規定する請求は、公文書公開請求書（様式第1号）により行うものとする。

(公開決定の期間延長の通知)

第3条 条例第11条第2項の規定による通知は、公文書公開決定期間延長通知書（様式第2号）により行うものとする。

(公文書公開決定通知書等)

第4条 条例第11条第3項及び第4項に規定する通知は、それぞれ当該各号の定めるところにより行うものとする。

- (1) 公文書の全部を公開するとき 公文書公開決定通知書（様式第3号）
- (2) 公文書の公開をしないとき 公文書非公開決定通知書（様式第4号）
- (3) 公文書の一部を公開するとき 公文書部分公開決定通知書（様式第5号）

(公文書の存在の有無を明らかにしない決定通知)

第5条 条例第12条第2項の規定による通知は、公文書の存在の有無を明らかにしない決定通知書（様式第6号）により行うものとする。

(公文書不存在通知)

第6条 条例第13条の規定による通知は、公文書不存在通知書（様式第7号）により行うものとする。

(第三者の意見聴取)

第7条 実施機関は、条例第14条第1項の規定により、第三者の意見を聴こうとするときは、公文書公開意見照会書（様式第8号）により行うものとする。

2 前項の規定により意見を求められたものが、意見を述べようとするときは、公文書公開意見書（様式第9号）により行うものとする。

(第三者の意見提出に係る決定)

第8条 前条の規定により、第三者から意見の提出があった場合において当該公文書の公

開の決定をしたときは、当該第三者に対し、第三者関係公文書公開決定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（公文書の閲覧）

第9条 公文書を閲覧するものは、当該公文書を丁寧に扱うとともに、これを汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしてはならない。

2 町長は、前項の規定に違反するものに対しては、公文書の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

（電磁的記録の公開の実施方法）

第10条 条例第15条第2項に規定する電磁的記録の公開の実施の方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複写したものの交付

(3) 電磁的記録（前2号に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であつて町長がその保有するプログラムにより行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生されたものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付

エ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付

オ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

（費用の負担）

第11条 条例第16条の規定による公文書の写しの交付に要する費用は、別表のとおりとする。

（不服申立て）

第12条 条例第17条第1項及び第4項に規定する申立て等は、それぞれ当該各号の定めるところにより行うものとする。

- (1) 公開請求者が不服申立てをするとき 公文書公開請求不服申立書（様式第 1 1 号）
- (2) 不服申立てに対して決定（裁決）をするとき 不服申立決定（裁決）通知書（様式第 1 2 号）

（出資法人等）

第 1 3 条 条例第 2 7 条第 1 項の出資法人等は、次の各号のいずれかに該当する法人及び団体（以下「法人等」という。）とする。

- (1) 町が、資本金、基本財産その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している法人等
- (2) 当該年度の前々年度において、年額 1 0 0 万円以上の町の補助金、負担金又は交付金の交付を受けた法人等（一部事務組合を除く。）

（公文書検索資料）

第 1 4 条 条例第 2 8 条に規定する公文書の検索に必要な資料は、総務課に備え置くものとする。

（実施状況の公表）

第 1 5 条 条例第 3 0 条に規定する実施状況の公表は、町広報に掲載することにより行うものとする。

（委任）

第 1 6 条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 1 4 年 1 0 月 1 日から施行する。